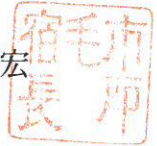


宿都 第 191 号
令和 2 年 11 月 19 日

関係各位

宿毛市長 中平富宏



回 答 書 (第 1 回)

令和 2 年度 庁建第 3 号 宿毛市庁舎新築工事に関する質問書について、別紙
のとおり回答します。

【担当】

宿毛市役所 都市建設課

TEL : 0880-63-1120 FAX : 0880-63-2210

E-mail : kensetu@city.sukumo.lg.jp

質 疑 回 答 (第 1 回)

工事名：令和2年度 庁建第3号 宿毛市庁舎新築工事

令和 2年11月19日

番号	図面番号	質 疑 事 項	回 答
1	公告P3	「施工実績における発注者は国又は地方公共団体であること」とありますが、地方公共団体(市町村)が経営や運営の母体となっている組合が発注者となる施設(例：病院、消防署等)も当該発注者要件に該当する、との理解で宜しいでしょうか。	地方公共団体とは、地方自治法（昭和23年法律第67号）第1条の3に規定されている地方公共団体のことですので、同法に規定される一部事務組合や広域連合も含まれます。（例：消防組合などは特別地方公共団体に該当します。その他不明な場合は個別にお問い合わせください。）
2	公告P3	「従事実績を有し、従事役職は現場代理人又は専任の技術者であること」とありますが、当該役職(現場代理人、監理技術者、又は主任技術者)での従事期間に関する要件(例：全工期の100%でないと認めない、全工期の1/2以上あれば認める 等)はございますでしょうか。	一般入札公告第4項(5)エに該当する工事において、工期のすべてを当該役職に就いていた場合のみ実績として認めます。
3	公告P2,3	入札参加資格審査申請(提出期限：12月16日)時点で技術者(監理技術者、主任技術者)を絞り切れない場合に、要件を満足する複数の候補者を挙げて申請する(⇒落札決定時点で複数候補者の中から正式に選任する)ことは可能でしょうか。	一般入札公告第4項(5)の要件を満たす技術者であり、落札決定後、その内1名を監理技術者として専任で配置することができるのであれば、申請時は複数名でも問題ありません。